

令和6年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

会 議 録

令和6年10月23日（水）

（於 東京国際フォーラム ホールB5 ）

関 東 地 方 知 事 会

令和6年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

1 日 時 令和6年10月23日（水）13：00～14：45

2 会 場 東京国際フォーラム ホールB5

3 出席者

会長	東京都知事	小 池 百合子
	茨城県知事	大井川 和 彦
	栃木県知事	福 田 富 一
	群馬県副知事	津久井 治 男
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	山梨県知事	長 崎 幸太郎
	静岡県知事	鈴 木 康 友
	長野県知事	阿 部 守 一

4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 防災・農林部会からの報告等について
- (3) 前回提案・要望事項の措置状況報告について
- (4) 令和7年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について
- (5) その他

5 会議内容

(1) 開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度定例第二回秋の関東地方知事会議を開会いたします。私は事務局を務めております東京都政策企画局渉外担当部長の宮崎と申します。以後、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。報道機関の皆様におかれましては、写真撮影は、新任再任知事の挨拶終了までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

各知事・副知事の皆様におかれましては、ご発言に際しまして、お手元のマイクスイッチをオンにさせていただいてからご発言いただきたいと存じます。それでは開会にあたりまして、会長であります東京都小池都知事から挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○会長（東京都知事）

皆様、こんにちは。今年度会長を務めさせていただいております。東京都知事の小池百合子でございます。本日は各知事の皆様方、大変ご多用の中、お集まりいただいております。誠にありがとうございます。

春の会議に引き続きまして、よろしくお願いいたしますところでございます。この後、着座にて失礼します。

午前中でございますけれども、皆様方には「Tokyo Innovation Base」略しまして、T I Bと呼んでおりますけれども、こちらをご覧いただいたかと思います。このT I Bでございますけれども、イノベーションのノードと言っておりますけれども、結節点ですね。ハブと言ってもいいかと思えます。その拠点といたしまして全国のプレイヤーをつないでいく。そして投資とイノベーションの好循環を生み出していくということで設けられたものでございます。

そして日本全体の持続的発展へとつなげていく共存共栄の取組の一端に触れていただけたのかなとこのように思います。また、春の会議に引き続きまして、能登半島の地震、豪雨からの復興支援、この取組といたしまして、会場入り口の方で被災地の復興動画もご紹介をさせていただいたと

ころでございます。

そして、先ほどの昼食懇談会で召し上がっていただきましたのが、能登産の食材を使ったお弁当でございました。いかがでございましたでしょうか。

関東地方知事会として引き続き被災地の復興の後押しを継続してまいりたいと考えております。私自身も発生から半年以上が経過した時点でございますけれども、被災地を訪問・視察をいたしました。実際に家屋の倒壊など被害の深刻さを目の当たりにしたところでございまして、そのためにも早期の生活再建、そして復興の実現には今の時代でございますので、A IそしてまたデジタルツインなどD Xの力をもっと使えるのではないかと、最大限活用できるのではないかと、それが重要なポイントだというふうに痛感をしたところでございます。おまけに1月1日の地震の後、今度は9月にはですね、大雨ということでございました。せっかく仮設住宅に落ち着かれたかと思ったら、その仮設住宅が床上浸水などと、本当にもう気の毒を通り越している。なんとかみんなでサポートしていきたいものだと考えております。この夏、また宮崎県の日向灘を震源とした地震が発生いたしました。南海トラフ地震をはじめとして、首都直下地震など大規模災害がますます現実味を帯びつつあるところでございます。改めまして、自然災害の脅威を痛感するとともに、「備えよ常に」をモットーにしておりますけれども、この精神で、そして日頃から災害の予防応急対策などの備えがいかに重要であるかということを思い知らされたところでございます。その他にも少子高齢化、人口減少、またそれに伴います各分野での急激な人手不足、人材の確保などなど、それについてD Xの促進がここでも必要かと思えます。広域での連携や協力体制が必要な課題も山積をいたしております。これらの課題に対しまして、関東地方知事会が結束して、国に対してしっかりと働きかけていくことが重要であるわけでございます。

本日限られた時間ではございますけれども、皆様方から有意義な議論を共に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭のご挨拶とさせていただきます。

(3) 新任・再任知事挨拶

続きまして、前回の会議以降に新任されました知事のご紹介をさせていただきます。まず、本年５月、静岡県知事選挙で鈴木知事めでたくご当選されました。新たに就任されておられます。それでは、鈴木知事の方からご挨拶一言よろしく願いいたします。

○静岡県知事

ご紹介賜りました鈴木康友でございます。５月の知事選で当選をさせていただきまして、このたび、初めてこの関東地方知事会議に出席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。今回、小池知事はじめ、東京都の皆様に素晴らしいセッティングをしていただきまして、誠にありがとうございます。一昨日、実は今日の視察の前に、T I Bをお借りいたしまして、I Tベンチャーの皆様を集めてビジネスマッチングセミナーを開催させていただいたばかりでございまして、素晴らしい施設だなと思いました。

５月に就任いたしまして、ほぼ半年経ったわけでございますけれども、本当にあっという間に半年過ぎたなど。今都知事からもお話ありましたように、この間、日向灘の地震によります警報が発出されまして、静岡県も南海トラフの地震が予測されている地域でございますので、その対応に追われたり、台風１０号の対応に追われるなど、災害対応に腐心したところでございます。また、静岡県には皆さんご懸念のリニアをはじめ様々な課題がありますけれども、これはしっかり皆さんと連携しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○会長

静岡県鈴木知事ありがとうございました。これから関東地方知事会のメンバーとしてどうぞよろしくお願いを申し上げます。

そしてもう一人でございますが、私自身でございます。ご挨拶申し上げたいと思います。

この度、７月７日東京都知事選挙にて首都防衛を掲げまして、３期目の当選を果たすことができました。都民の命と生活、そして経済の持続的な発展ということで、これから様々な守り、そして、前へ進めていくことを

力強く、皆様方ともいろいろとご相談もさせていただきながら、連携をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。引き続き皆様と諸課題の解決に取り組んで参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 防災・農林部会 国への提案・要望について
- ・ 前回提案・要望事項への措置状況報告について
- ・ 令和7年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について

○事務局

ありがとうございました。それでは、会議冒頭の撮影につきましては、ここまでとさせていただきたいと思います。報道関係の皆様におかれましては、報道関係者席の方へのご移動をよろしくお願いいたします。

本日は、会議のペーパーレス化を図るために、机上にタブレットをご用意していただいております。自由に見ていただけるよう、タブレットは皆様の方で操作をできるようになっておりますので、右から左にスワイプしていただきますと次のページに移るような形になってございます。

また、タブレットを縦にさせていただきますと資料も縦に表示されるような形になってございます。お近くに事務局員を配置しておりますので、ご不明な点等ございましたら、お声がけいただければと存じます。それでは、議事に入りたいと思います、小池知事、進行よろしく願いいたします。

○会長

はじめに国の施策及び予算に関する提案要望につきまして、協議をお願いしたいと存じます。資料4ページの提案要望事項一覧をご覧くださいければと存じます。

ご覧いただいておりますでしょうか。さて、この一覧の項目ごとに提案都県にご説明いただきます。そして、その後に意見交換を行ってまいります。時間に限りがございますので、発言の方は端的にお取りまとめいただければと存じます。円滑な議事の進行にご協力お願いいたしますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは最初に、「1 地方分権改革の推進について」でございます。

これは共同提案ということなので、私の方から、提案説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。地方分権改革の推進につきましては、共同提案として例年提案、要望を行っている事項でございます。引き続き地方分権改革の着実な推進を図っていく必要がございますことから、真の地方分権型社会の実現について9項目と、地方税財政制度の構築について21項目、合わせまして30項目についての提案、要望を行うというものでございます。

それでは、この提案につきまして、ご意見があれば挙手の上、よろしくお願いを申し上げます。それでは、千葉県。

○千葉県知事

ありがとうございます。まず東京都、小池知事含め、事務方の皆様方、今回の会議の取りまとめありがとうございます。また、事前の視察ではTIB見させていただきました。以前から拝見したい施設でありましたので、大変勉強になりました。しっかりと連携もそうですし、我々千葉の中でも参考にさせていただきたいと思っております。

今回の提案につきましては、賛同の立場から意見だけ申し上げさせていただきたいと思っております。今ちょうど総選挙が行われておりまして、各党の公約を見ますと、大学授業料の無償化、もしくは高校授業料の無償化、また、負担軽減も含めて、子育て支援施策の充実について、各党が、公約として出している状況であります。少子化は待ったなしの状況でありますので、国の責任において、どの地域に住んでいたとしても、手厚い支援が受けられる、そうした状況を作っていく、これは石破新内閣に対しても地方から強力に求めていく必要があると思っております。また、偏在性が小さい、そうした地方税体系の構築も含めて、併せて、強く求めていくべきだと考えておりますので、この点について意見として申し上げさせていただきたいと思っております。以上です。

○会長

では茨城県。

○茨城県知事

すみません。私、意見というより、この提案には賛成なので、一つリマインダーとして皆様に注意喚起をさせていただきたいというか、自治体クラウドの件ですけれども、キャッシュレス化ということにひっかけて言わせていただきます。

ガバメントクラウドに 2025 年末までに移行すれば、国が補助金として、移行費用を出すということになっているのですけれども、だいたいどの県でもそうだと思うのですが、どの自治体でも、なかなかもう間に合わない。ベンダーも対応できない。そういう状況が出てきて、そこから先にとなった時に国から補助が出るのかというのは全く決まってない。そこが 1 つまず問題点で、もう 1 つは、移行した後のランニングコスト、これは自分たちが今使っている現行のシステムよりも、だいたい 4 割ぐらい高くなっているというのが我々の試算だとある。それについては全く国の補助がない。自治体それぞれの負担ということになっておりまして。要するに国がデジタル化だって言って、ガバメントクラウドに移行したら、余計費用がかかって、それは自治体持ちだということんでもない話になりそうなので、これ全国知事会も含めて、声を上げていかないと大変なことになるなど、問題提起をさせていただきます。以上でございます。

○会長

黒岩知事どうぞ。

○神奈川県知事

ありがとうございます。千葉県のご意見、それに対して賛同する立場からお話をしたいと思います。現在、福祉や教育など、住んでいる場所で大きな差がつくべきではない性質の行政サービスにおいて、自治体間で格差が生じており、今後、それがますます拡大することが懸念されております。

例えば、子供に対する月 5,000 円の給付でありますとか、高校授業料実質無償化における所得制限撤廃などの施策は、その例でありまして、住んでいる場所によってこうした格差が生じていることは、県民目線に立てば納得できないことだと思います。こうした状況を生み出している原因は、税収の偏在を生じさせてしまう現在の税財政制度にあると思いますので、

国において喫緊の課題として、提言文にもあるように、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて、何らかの措置を講じていただく必要があると考えております。これを意見とさせていただきたいと思います。

○会長

はい、阿部知事。

○長野県知事

はい、ありがとうございます。熊谷知事と黒岩知事のおっしゃったこととも関連しますが、全国知事会の国民運動本部長として、今回の総選挙、各政党に対して、知事会としての提言をさせていただいています。その中では、子育て支援みたいな国が統一的に取り組むべきものについては、財政措置も含めて、しっかり国の責任で取り組んでいく必要があると提案をさせていただいています。各政党とも基本的には理解をしている方向ではありますので、関東地方知事会もそうですけれども、全国知事会としても国と地方の役割分担の中で、国がもっと責任を持つべきところをしっかりと国の責任においてやってもらうということを、強く訴えていくことが必要だと思っています。

そういう意味で、今回この分権の議論はありますが、分権ということだけではなくて、社会経済情勢が大きく変化する中で、だいたい国と地方の役割分担のあり方というのも相当変わってきていると思いますので、もう一回そこをしっかりと考えてもらうと。国だけが考えるのではなくて、我々と国とで一緒に考えるということが必要だと思っています。ここはまた総選挙の後に、知事会としても具体的な活動、行動していかなければいけないと思います。

それから、もう1点ですけれども、今回入らせていただいている「地方公務員法の改正」の部分で、どこの都道府県も人事委員会勧告がほぼ出て、基本的に給与を引き上げていくという方向になっていると思います。それはそれで世の中がそうになっているわけですし、望ましい方向だとは思いますが、地方公務員制度がどうしても国家公務員準拠という枠の中でしか対

応ができない。まさに地方公務員の人事は、かなり政策的・戦略的にやっていかざるを得ない。人材獲得競争が激しくなってきたり、あるいは働き方改革を求められてくる中で、単に国家公務員制度がこうなっているから、それに準じて地方がいつもやりましょうということでは、なかなか公務員制度自体の改革も進んでいかないと思いますので、そういう意味で、地方公務員法の改正、特に国家公務員に何でも準ずるといような世界は変えていかなければいけないのではないかと思います。ここの部分は、ぜひ皆さんと問題意識共有して、取り組ませていただければありがたいと思っています。以上です。

○会長

その他ご意見いかがでしょうか。埼玉県大野知事どうぞ。

○埼玉県知事

熊谷知事、そして黒岩知事のご発言に対して、サポートさせていただくと同時に、もう1つ阿部知事がおっしゃった、今の公務員の制度につきましては、これはそのまま、例えば保育士とかこういったものに適用すると非常に大きな影響が出ます。

埼玉県の場合、特定のところでは隣り合う都県との間で、保育所1年間の収入の格差が1,100万円ぐらい開いてしまう。こういった状況になりますので、やはりそこは一律的な対応であるべきではないということについては、ぜひ我々としても共有をするということに対しても、改めて賛成をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○会長

他ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

○静岡県知事

基本的にそれぞれ皆さんのご意見賛成なので、国が行うべきベーシックサービスについては、これとこれとこれが少なくとも国としてやるべきだというメニューみたいなものを知事会として提案をしていく必要もあるのではないかなとそんな気がいたします。

○会長

それではご意見の方、よろしゅうございますでしょうか。いろいろ貴重なご提言、ご指摘がございました。そういう中で本件につきまして、30 項目原案に出ておりますけれども、これにつきましては、原案のままでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこのまま原案どおりとさせていただきます。

では次の項目に移らせていただきます。倒壊家屋などの解体撤去など、これは私も東京都からの提案でございます。

私の方から説明をさせていただきます。資料は 34 ページをご覧くださいければと思います。

スライドでご覧いただいているかと思いますが、まず発災直後におけます応急措置についてであります。災害対策基本法におきましては、市町村長は障害物の除去など応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、倒壊家屋などの除去その他必要な措置を講ずることができるという旨が規定されている項目になります。

しかしながら、除去などの条件が不明確でございまして、建物所有者との訴訟リスクなどが存在しておりまして実施主体であります区市町村が除去などを判断することが現実には困難となっております。能登半島地震におきましては多くの家屋が倒壊する被害が発生したわけでございますけれども、いざこれが首都直下地震など関東地方で大規模な災害が発生した場合にどうなるのか。建物の被害はより甚大なものと見込まれるわけでございます。そこで適切なタイミングで、倒壊家屋などの除去ができない場合、救出・救助活動などの大きな妨げとなる被害が拡大するおそれがございます。

台湾の例でも、花蓮市で大きなビルがだーんと倒れていた件については、法的根拠を持ちながら処理をしていたかと思います。そこで提案でございますけれども、国に対しまして災害対策基本法に基づく倒壊家屋などの除去などに当たって、具体的な判断基準、そしてまた除去などの範囲を明確に示すことを要望したいと存じます。

一枚おめくりいただきまして、もう一点、復旧復興フェーズにおけます倒壊家屋など公費解体撤去の推進についてでございます。公費解体制度で

ありますが、被災地の迅速な復旧復興を図るために、市町村が所有者に代わって家屋などの解体撤去を行うものであります。

ところが所有者からの申請が必要になるわけで、所有者が不明であったり、または所在不明の倒壊家屋などにおきましては、申請に時間がかかる。そして申請がそもそも行われなないということが、解体撤去の妨げとなっているわけであります。首都直下地震などでは多くの建物が倒壊をして所有者不明やまた所在不明のケースも相当多く見込まれるところがございます。都市機能の迅速な復旧や復興に甚大な影響を及ぼすおそれがあると考えます。

そこで、国に対して次のとおりの要望をいたしたい。被災地の迅速な復旧復興に、支障をきたす場合に、区市町村が所有者の申請によらず、解体撤去ができますよう、立法措置を含めた公費解体制度の見直しを行うということ。そしてその上で具体的な判断基準、解体・撤去の範囲手続きを明確に示すこと。以上の事項を関係府省庁へ働きかけることを提案いたしたいと思います。それでは、ここから皆様方からのご意見、ご発言ございましたら、挙手の上、お願いをいたします。

○千葉県知事

東京都の提案に大賛成であります。

我々千葉県は、令和元年の房総半島台風の時に多数の家屋が被害を受けまして、公費解体制度は、以前は全壊のみが対象でありましたけれども、この令和元年房総半島台風以降に半壊以上が対象になる形になりました。千葉県でも約1,300件の公費解体が行われたのですけれども、当時、この公費解体制度、それまではこの災害対応の本丸的な制度ではなかったこともあって、県や市町村で経験が不足しておりまして、制度設計であったり、解体業者の選定に、非常に時間を要したという課題がございました。

その教訓を受けて、我々も関係団体との連携を強化したり、被災市町村に県の職員を派遣する。こうした形で、それぞれそれ以降の災害に対応できているわけでありますけれども、東京都の提案のようにしっかり明確化されてくれば、制度の運用が円滑化されるかというふうに思っております。非常に重要なご提案だと思います。一点、我々としては仮にこの関東首都圏で災害が起きた場合には、かなり大規模な解体のボリュームになると予

想されますので、その際には能登半島で起きているように、解体業者の確保に支障が生じたり、また、対応する職員にも不足が生じることも十分考えられますので、そうした大規模災害時に同じような事象が生じた際には、国にしっかりと調整役としての役割も果たしていただくよう、併せてお願いをしていくことが重要だと考えております。千葉県から以上です。

○会長

ありがとうございます。その他ご意見おありでしょうか、よろしいでしょうか。それでは本件につきまして、原案のままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは原案どおりとさせていただきます。

次に3番目、茨城県からのご提案でございます。地域の生活基盤を支える専門人材の確保についてのご説明、大井川知事よろしく願いいたします。

○茨城県知事

茨城県からは地域の生活基盤を支える専門人材について、ご提案をさせていただきます。

急激な人口減少や働き方改革による人手不足の影響が様々な場面で顕在化しております。この危機を乗り越えるために、社会の生産性向上とともに、地域の安心安全につながる生活基盤の充実が必要不可欠で、中でも医療公衆衛生分野においては、住民の命を守る専門人材の維持・確保が重要であるということはいうまでもないかと思います。

その中でまず1つ目、公務員獣医師の確保でございます。我が県のように農業県、畜産県でありますと、公務員獣医師の不足が深刻でございます。家畜の伝染病の予防やまん延防止、食品の安全性確保、動物愛護などで様々な重要な役割を果たしているこの公務員獣医師がなかなか確保できない。一方で動物病院などの民間獣医師は就業割合が高くて職域の偏在が実際に見られております。地方における公務員獣医師の確保を特に急ぐ必

要があると考えています。

こうした中で、本県では獣医師採用の試験の見直しなど、さまざまな手段をとっておりますが、ぜひ公衆衛生に従事する公務員獣医師と農林水産分野の獣医師と、農林水産省と厚生労働省で職域が分かれていますけれど、それぞれについてその抜本的な対策を打っていただきたいと。公衆衛生分野については、特に就学資金給付制度、これ農林水産分野獣医師にはありますけれども、公衆衛生分野には制度としてないものですから、こういうものの創設であるとか、農林水産分野についても獣医療提供体制整備推進総合対策事業の予算の十分な確保など、しっかりとした対策を要望したいと思います。

2 番目として医師の偏在対策です。我が県も非常に医師の少数県となっているわけですが、国が算定している医師偏在指数は上位 1/3 を医師多数、下位 1/3 を医師少数と区分しているだけで実際に絶対的にどれだけ医師が必要かということをしつかりと評価しているものではないと考えております。しっかりとした偏在是正を図るためにも、総合的な対策パッケージを厚生労働省は考えなければならないと思いますし、その場合に医師の絶対的不足というのは、どの地域に、どのくらい、どの診療科にあるのかということをしつかりと精緻に推計して、その上で対策を講じることが必要で、ざっくりとした医師少数ですとか医師多数ですとかということで取り組むことは根本的な解決にはつながらないのではないかと考えております。

3 番目、外国人材の活躍促進でございます。地方、我が県も含めて様々な社会活動で外国人なしでは成り立たなくなっているのは事実でございます。その外国人が就業する上で、特定技能評価試験や介護福祉国家試験など各種試験がございますが、そういう外国人の就労ということを全く前提にしていない、前提に考えてないというものは非常に多い。端的に言うと、日本語の試験で外国人にとって非常に難しいというものが多々残っております。これからの時代、外国人との共生なくして日本の社会を維持することは非常に難しいことを考えると、日本語能力に応じて平易な日本語で出題するとか、あるいは場合によっては日本語の他に英語など多言語で表記を可能にするとか、外国人が受験しやすい環境を整備することが外国人の優秀な就労人口を確保するということの必要条件ではないかと

思いますので、これもぜひ提案していきたいと思います。私からは以上です。

○会長

それではご意見、はい。

栃木県、福田知事どうぞ。

○栃木県知事

ありがとうございます。茨城県の提案に賛同いたします。

お話がありましたように、公務員獣医師につきましては、豚熱とか、鳥インフルエンザなどでの対応が出てきておりまして、業務負担が大きくなっています。栃木県としても採用試験の見直し、初任給調整手当、これらに加えて大学生の職場体験、獣医系大学へのリクルート、様々行っていますが、残念ながら必要な人員の確保ができません。

そのような中、農林水産分野においては、説明がありましたように、国の獣医療提供体制整備推進総合対策事業を活用して、修学資金の最初の受給者を、栃木県も採用したところでございます。この給付金は獣医師確保に極めて有効であり、公衆衛生分野においても同様の制度を求めたいと考えております。また、農林水産分野においては、この給付金に係る新規受給者の割り当てが、本県ではここ数年1名どまりという状況にあります。予算の拡充が必要であります。つきましては公務員獣医師の安定的確保ができるように、制度創設、予算確保などを要望する茨城県の提案に賛成をしたいと思います。

○会長

はい。それでは阿部知事どうぞ。

○長野県知事

ありがとうございます。茨城県のご提案に全面的に賛成であります。特に言及させていただきたいのは、医師の偏在対策のところ。全国レベルで、ざっくりとした医師需給を見ると、2029年頃に国全体では均衡すると言われていますが、地域あるいは診療科ごとに見ると、かなり偏在をしてい

る。ここをマクロの視点だけで見られているとなかなか地域の生活は守れないと思っています。特に医師の働き方改革があり、また中山間地域の医療を担っていただいている診療所の医師の皆さんもだんだん高齢化をしまっているという状況もあります。その一方で、例えば長野県においては、出産分娩を取り扱う病院の数もどんどん少なくなっている。少子化を何とかしなければと言いつつも、産科医の方々が非常に少なくなっている状況だと、安心して妊娠・出産できる環境が損なわれつつあるのではないかと思います。そういう観点で、ぜひこの医師の偏在対策、特にここにご指摘いただいているように、精緻な医師需給推計をしっかりと行っていただくということと合わせて、国が主体的に実効的な取組を行っていただきたいと、この点は強く強調させていただきたいと思っております。以上です。

○会長

ありがとうございました。それでは黒岩知事どうぞ。

○神奈川県知事

ありがとうございます。茨城県のご提案に賛成の立場からお話をさせていただきたいと思います。

私は、3番目の外国人材の活躍促進といったところについてお話をしたいと思います。この医療や介護の人材不足、これを補うために国家間の経済連携協定であるEPAによる外国人の看護師・介護福祉士の活用は非常に重要だと思っております。これはもともと人材不足のためということではなくて、経済連携ということで導入されたわけではありますが、その分、それぞれ母国で資格を持ってらっしゃるにもかかわらず、日本にいられた場合には、看護学校なりで教育をちゃんと受けて、そして日本の国家試験をそのまま受けなきゃいけないという非常に高いハードルがあります。そんな中で神奈川県としては、そういった皆さんを支援するために特別に受入れに協力いただいた病院や介護サービス事業所への補助に加えまして、日本語の習熟度によってカリキュラムを工夫した国家試験対策講座、これを開催してまいりました。その結果、国家試験の合格率、これが看護師・介護福祉士とも累計で全国平均を10ポイント以上上回ってお

りまして、それなりの成果が出ているんだと思います。

そしてまた、国家試験を終えて発表を待つまでの間、皆さんに集まっていただいて、私自身と一緒にこのパーティーをやって感謝状をお渡しする、そんな取組をやっているところであります。こういった候補者を受け入れた施設からは、人手が確保されて負担の軽減につながったとか、仕事ぶりがとても真面目で評判も良くて、施設に活気が出たという非常に良いコメントも出ております。しかし、もう世界的な情勢はだんだん変わってきているというか、今までは、こういった枠を使ってでも日本で働きたいという、そういうベトナム、インドネシア、フィリピン等の外国人がたくさんいましたけれども、それぞれの国の経済的な発展もあるし、円安ということもあるし、わざわざ日本にやってきて、働くメリットも段々なくなってきているぞと。そういう状況の中で、我々が今まで通りの考え方で待っていると、人材が全然来なくなるということもあり得ますので、そういった意味で、この深刻化する人材不足を改善するためにも、こういった海外からの人材活用を一層進めるべき、その様々な活躍といった提案というものを、要望していくということは大賛成であります。私から以上です。

○会長

ありがとうございました。熊谷知事どうぞ。

○千葉県知事

ありがとうございます。茨城県の提案に賛同の立場で申し上げます。

1つ目の公務員獣医師の確保ですけれども、我々、今日、鳥インフルエンザの疑似患畜を今シーズン初めて確認をいたしました。北海道に次いで2例目で、本州で初めてという形となります。我々も令和2年に非常に大規模な、数百万羽を処分しなければいけない、そうした苦しい状況でありましたけれども、本当に獣医師の確保というのが、非常に今、苦しい状況になっております。昨年度の職員採用試験で獣医師の採用者数も採用予定者数の5割程度ということで、非常に不足が深刻な状況であります。栃木県や他県で行われているように、私どもも、初任者給与の調整手当の創設であったり、もしくは修学資金制度の実施など、さまざまな政策を行ってきておりますが、いかんせん、本当に公務員獣医師は人気がないという状

況であって、これはもう全国に共通する課題でありまして、日本の畜産を守っていく観点からも公務員獣医師への就業を志す学生への支援、また、それぞれ各都道府県の確保の取組への支援の充実を国に強く求めていく必要があると考えております。以上です。

○会長

ありがとうございます。鈴木知事。

○静岡県知事

賛成でございます。この医師の偏在について県内でもやっぱりかなり地域によって医師の偏在がある。医師が確保できない地域で確保しようとする、1つは医療機関の問題がありますけれども、もう1つはそういう医療機関に指導医という医師がいないと、若手の医師を受け入れられないというのがあるので、その指導医を派遣してもらおうとすると、その系列の大学から派遣してもらわなきゃいけないというようなことがあって、なかなかこれをそれぞれの自治体だけでやるのは大変なので、やっぱりその辺のことについて国がきちっとリーダーシップを発揮して、指導員の派遣等の役割を果たしていただくことが具体的に一番有効な策になるんじゃないかなと思いますので、追加提案をしたいと思います。

○会長

他にご意見はございませんでしょうか。皆さん、大井川知事のご提案にご賛同のご意見が多数出たわけですが、これも本件につきましては原案のままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは次に参ります。4番目のインバウンドの需要に対応した農山漁村地域への誘客促進及び農林水産物食品の輸出拡大について、栃木県から

のご提案でございます。それでは福田知事どうぞご説明よろしく願いいたします。

○栃木県知事

では、ご説明申し上げます。

コロナの5類感染症移行後、関東の各地域は外国人旅行者で賑わうなど、インバウンド需要が急激に拡大していることと思います。9月までの訪日外国人旅行者数の累計は、既に昨年 of 年間累計を上回っておりまして、そのニーズはこれまでの買い物中心のモノから参加体験のコト・トキ消費へと変化をしてくれているところでございます。この動きを好機と捉えまして日本の農山漁村地域のPR、農山漁村地域における外国人の受入体制の整備などによって、インバウンド誘客と農林水産物・食品の輸出拡大につなげていくことが重要であると考えます。

つきましては、ターゲットを明確にして戦略的な推進を図っていくために、国が行う農泊地域の調査のうち、訪日外国人旅行者の国や職業等の属性、訪問目的などについて、都道府県ごとの情報提供を国に求めてまいりたいと思います。

また、インバウンド誘客を図る地域の取組を世界に向けて発信する制度を観光地域づくり法人、いわゆるDMOに限らず、より多くの実践者が活用できるよう、認定要件の緩和とともに情報発信の充実を図るなど、農山漁村地域の魅力のPRのより一層の強化も求めていきたいと思ひます。

さらに誘客を促進するためには、地域の受入体制の強化が不可欠でありますことから、デジタル田園都市国家構想交付金、農山漁村振興交付金の十分な財源の確保や支援の内容の充実も求めてまいりたいと思ひます。

また、販路の拡大につきましては、地域独自の取組も重要となりますことから、地方公共団体や事業者による取組の支援に加えて、農林水産物・食品輸出促進団体、いわゆる品目団体ですけれども、ここによる国内産地の連携など、実効性のあるオールジャパンでの取組についての強化もお願いしたいと思ひます。

また、厳しい残留農薬基準等が設定されている国等が見受けられます。ここに対しましての規制緩和、あるいは東電の原発事故に伴う規制措置の撤廃などに向けて、あらゆる機会を捉えて働きかけを求めていくようにし

たいと考えておりますので、ご賛同をお願いいたします。

○会長

福田栃木県知事からのご提案でございました。それで皆様方からご意見ご発言ございましたらどうぞご発言ください。よろしいですか。それでは特にご発言はなく、このままの原案で採択をしたいと思いますが、いかがでございますか。

(異議なし)

○会長

では採用させていただきます。よろしくお願いいたします。では、次にまいらせていただきます。

5 番目です。国民スポーツ大会の改革について、群馬県からのご提案でございます。津久井副知事の方からご説明よろしくお願いいたします。

○群馬県副知事

ありがとうございます。資料の 40、41 ページになります。群馬県からは国民スポーツ大会の改革について提案をさせていただきました。

国民体育大会はスポーツ振興とスポーツ文化の形成に大きな役割を果たしてまいりましたが、開催都道府県や市町村は過大な人的、財政的負担を負っているという状況でございます。こうした状況を踏まえまして、地方自治体環境やスポーツ環境の変化を踏まえ、全国知事会においては、3 巡目国スポの見直しに関する考え方、これを取りまとめたところでございます。先の全国知事会の席でも各知事から意見が出ておりましたけれども、国民スポーツ大会という新しい大会に生まれ変わり、持続可能な大会とするためには未来につながる仕組みづくりと併せまして、各都道府県の様々な意見をできるだけ十分に取り入れた改革が必要であると考えております。

そこで、本県からは以下の 3 点について要望をさせていただきたいと思っております。1 点目は全国知事会でまとめました、3 巡目国スポの見直しに関する考え方、これを十分取り入れた国スポ改革を検討し、具体化を図るこ

と。2点目として、特に都道府県対抗などについて、様々な見直しを求める意見があることを踏まえて、丁寧な議論、集約の検討を行っていただきたいということ。3点目として、国スポ開催時におけます、一過性の選手強化ではなく、未来につながる競技力向上に取り組む都道府県の取組の支援をし、新しいモデルとして広めることについて、国及び日本スポーツ協会に強く要望をしたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは皆様方からのご意見いかがでございますでしょうか。では長崎知事。

○山梨県知事

群馬県の提案に賛成、大賛成をいたします。併せまして、夏の国スポだけではなく、冬季の国スポは開催県が限定されていて、なおかつ、かなり頻繁に回ってくるわけですがけれども、今のように全額開催県持ちでいきますと、正直山梨県では持ちきれない大きな負担になってしまいます。

ですので夏の国スポと併せまして、冬季の国スポのあり方もぜひ見直していただき、ここは開催県が持ち回りで全部できるわけではないので、むしろ本当はそういう場合は、国が全額持っていただくような、それぐらいの対応をしていただかないと、持続は全く不可能じゃないかなと、このように思っておりますので、今後の議論に取り上げていただきたいと思います。原案は賛成、もちろん賛成です。

○会長

阿部知事どうぞ。

○長野県知事

どうもありがとうございます。

全国知事会で取りまとめさせていただいている立場でご報告も含めてお話したいと思います。まず夏の全国知事会で「3巡目国スポの見直しに関する考え方」、各県に意見照会させていただき、取りまとめさせていた

だきました。ご協力にまず感謝申し上げます。9月4日に日本スポーツ協会主催の第1回有識者会議が開催されました。私が知事会を代表して参加させていただいたわけですが、全国知事会で申し上げたように、今回の知事会としての考え方をしっかり各有識者メンバーの皆さんにお伝えをさせていただいたところでもあります。今、各委員の皆さんには、知事会の考え方に対してどう考えるかということを経済スポーツ協会から意見照会していただいている状況ですので、それを踏まえて、第2回では各委員から様々な考え方が出されるのではないかと思います。第1回の雰囲気を見上げると、かなりしっかり改革をしなければいけないのではないかと委員の方々が非常に多くいらっしゃいましたし、我々がそもそも提案しているように、国スポの開催意義からしっかり問い直す必要があるのではないかとご意見も出されていまして、かなり踏み込んだご意見がこれから出されてくるのではないかと考えています。

これから第2回、第3回の会議で、一定の方向感を出す形になると思いますが、国民運動本部の立場からすれば、必要に応じてまた各県のご意見を伺う機会も作るということも含めて考えていきたいと考えていますので、その際はご協力いただければと思います。また、長崎知事からお話あった財政負担のところは、おそらく日本スポーツ協会の議論だけでは済まないで、もっと文部科学省、国を巻き込まないといけない話になってくる可能性がありますので、そこは日本スポーツ協会の有識者会議での見直しの議論と並行して、国に対しての問題提起を合わせて行っていくことが必要だと思いますので、こういう形で関東地方知事会でお取りまとめいただくことはありがたいと思います。引き続き、各都道府県の皆さんと調整しながら我々としては対応していきたいと考えています。

また、冬季の国スポも当然見直しの視野には入っています。我々長野県も全く同じ問題意識でありまして、そもそも冬季競技をやれる都道府県が限定されてしまっており、かなり頻繁に回ってくるという形になっています。その問題も含めてしっかり対応していくようにしていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○会長

栃木県福田知事どうぞ。

○栃木県知事

一昨年、国体を開催したということで皆さんにお世話になりましたが、それらの経験を踏まえまして、国スポの見直しは当然だと思いますので、阿部本部長よろしくお願いします。

その中の議論の一つとしまして、競技力の向上について、国を挙げてどう取り組んでいくのかということも議論をしてもらいたいと考えております。今年のパリ五輪の若者の活躍は見事なものだと思っております。一方で、最近のニュース、どこの調査かわかりませんが、20代の人たちのスポーツに勤しむことについて、2割の人は、全く1年間運動していないという。これは健康づくりの観点から言っても非常に問題があると思っておりますし、やはり上が活躍すればスポーツに勤しむ人も拡大していくのではないかと思います。

それで、スポーツ専門員というのを各県とも国体開催時、国スポ時には活用させてもらっているわけですが、栃木県の場合には、スポーツ専門員の半分は栃木県に残りました。それは民間企業でも雇ってもらいましたし、外郭団体などでも県の関係するところでも活躍してくれておりますけれども、選手としても活躍しているし、指導者としても競技力の向上に貢献してくれております。競技力の向上にどう取り組むかは、国スポの大会の見直しと合わせて非常に重要なテーマだと思いますので、これらに対する国の支援のあり方も含めて議論をなさってくれると嬉しいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。無いようでございます。多くの現場の声なども聞かせていただきました。それでは、本件につきましては、原案のとおり採択させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それではそうさせていただきます。

それでは次に参ります。6 番目は、埼玉県からのご提案で、地域の国土強靱化の取組への支援についてのご説明、大野知事よりお願いいたします。

○埼玉県知事

会長ありがとうございます。地域の国土強靱化の取組への支援についてご提案をしたいと思います。別添の資料をご覧ください。

本年 1 月 1 日に能登半島地震が発生いたしました。続けて 8 月 8 日には日向灘を震源とする大きな地震が発生をし、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、大地震発生に対する緊張感が高まっております。それに加えて、関東地方では首都圏直下地震の切迫性も指摘されているところであります。

さらに、気候変動の影響に伴い、風水害が激甚化・頻発化しており、このパネルにあるような台風あるいは豪雨のほか、最近では 8 月の台風第 10 号、各地に線状降水帯が頻発するなど、記録的豪雨による大きな被害が発生をしているところであります。これらの切迫する大地震への備え、激甚化・頻発化する風水害への対策など、国土強靱化に向けた取組の重要性が高まっていると理解しています。これらを着実に推進するためには、国の継続した財政措置が不可欠であり、現行の防災・減災、国土強靱化の 5 か年加速化計画につきましても、切れ目なく継続的に重点的な対策を講じる必要があります。

また、令和 5 年 6 月 16 日、国土強靱化基本法が改正をされ、政府において計画期間、施策の内容や目標、事業規模等を内容とする国土強靱化実施中期計画を定めることが法定化されたところであります。そこで、この基本法を踏まえ、5 か年加速化対策完了後においても切れ目なく継続的・安定的に地域の国土強靱化の取組を進めるべく、国土強靱化実施中期計画を令和 6 年内に策定をし、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で確保をすること、そしてその他必要な社会資本整備予算についても、事業推進に必要な予算・財源を、やはり当初予算において安定的に確保し、配分することを要望したいと考えています。

また、切迫する巨大地震、激甚化・頻発化する気象災害など大規模自然

災害から関東地方の安心・安全を確保するためにも、地域の国土強靱化の取組と連携をし、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国において整備する河川、道路などを着実に整備するよう要望をしたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○会長

それではご意見を伺わせていただきます。いかがですか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい、それでは原案のままで取りまとめていきたいと存じます。この件については強靱化という大きなテーマでございます。本当にいつ何が起こるかわからないということのため、その備えのためにも防災・減災ということが必要かと思います。備えとして、しっかりと進めていくということ、この提案につきましては原案のとおり取りまとめていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に7番目の千葉県からの PFAS 対策についてのご提案でございます。では、ご説明よろしくお願いいたします。

○千葉県知事

ありがとうございます。

千葉県からは PFAS 対策について国に要望することを提案いたします。有機フッ素化合物 PFAS のうち、PFOS 及び PFOA、泡消火剤や撥水剤など、様々な用途に使用されてまいりましたけれども、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘をされております。関東地方知事会の管内でも多くの都県において、公共用水域等から暫定指針値を超過して検出をされております。

国は、PFAS に関する知見の集約等を図っておりますけれども、科学的知見が不足し、どのような健康影響が生じるか明らかになっておらず、住民の不安を払拭できておりません。公共用水域等の PFOS 等の測定やその後

の対応は、地方公共団体に委ねられておりまして、汚染が確認された場合に適切に対応する評価指標も現時点で定まっていない状況であります。我々千葉県の方では、令和3年度から公共用水域等で測定を開始いたしまして、暫定指針値を超過している地点については継続的な監視を行うとともに、現在追加調査を実施して関係市と連携して超過原因の調査を進めております。

今年の10月には地下水汚染の拡大を防ぐために市町村が実証する調査等の費用に対する県としての補助制度を創設したところであります。

こうした対策を進める中で、地方自治体による排出源を特定するための立ち入り調査への協力ですとか、事業者等による対策の実施、これが任意になっておりまして、法的な義務がないこと、また具体的な調査方法や汚染防止対策が示されておらず、対応に苦慮していること、また調査や対策を行う地方自治体の財政的な負担も大きいことといった課題が見えてまいりました。そこで本県からは次の5点を要望いたします。

まず、PFASの健康影響に関する新たな知見について、速やかに情報提供すること、また、公共用水域等に係るPFOS等の評価指標の取扱いを早急に確立することといった基本的なことに加えまして、より対策を進めていくために、まずPFOS等の汚染に係る排出源特定のための調査や浄水過程での除去方法等、具体的に確立すること、また、地方自治体等が行う対策に要する費用を助成すること。また、加えてPFOS等の土壌にかかる評価指標及び土壌汚染対策の検討を進めること、また土壌中のPFOS等の測定方法を確立すること。最後にPFOS等の汚染が確認された場合、事業者等が国や自治体が行う調査に協力する仕組、また、排出者が浄化対策等を行う仕組の構築を検討すること。併せて浄化が困難な場合には、地方自治体を行う飲用水対策等について、事業者等に一定の負担を求める仕組みを検討すること。以上の事項につきまして国に要望することを提案いたします。以上でございます。

○会長

それではご意見。埼玉県大野知事どうぞ。

○埼玉県知事

ありがとうございます。千葉県のご提案に賛成の立場で申し上げたいと思います。

まず、国における知見の集積、さらには公表、そして一定的な解析、研究を進めて評価指標を定めることについては全くそのとおりだと考えています。その上で排出源について特に我々としたしましても、国に強く求めるべきと考えています。排出源につきましては、実際に調査を行うにあたって、時間と労力がかかるわけですが、地方公共団体としてなかなか費用が高額になることから難しいというのが現実問題であります。

また、水源中に PFOS 等汚染が確認された場合にも、例えば水道水における浄水過程での具体的かつ効果的な除去方法の確立が必要であります。

さらには、これらの性状に応じて具体的処理方法が確立されることによって、一律に分解処理方法だけではなくて効果的な処理が可能になるとされているという、その困難さと、そして専門性があります。

そして、この排出源につきまして、これが分かった場合にも、疑わしい事業場の設置者の調査を実施する場合に、設置者側に協力する法的義務がないという問題、さらには事業者が措置を講ずると必要があるとしても、土壌評価指標を設定して、さらには土壌中の PFOS 等の測定及び効率的な除去方法、さらには除去されたことを確認する方法、これらについてもまだ確定・確立していないところ、国において、これは一律してしっかりとした対策を早急に進めていただけるよう、千葉県のご提案を支持したいと思います。

○会長

その他ご意見おありでしょうか。それでは今、ご賛同の意見も頂戴いたしました。原案のまま進めましてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは次に参ります。8 番目、在宅医療における D X の促進について、神奈川県からのご提案でございます。それでは、黒岩知事ご説明よろしく

お願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。資料の 50 ページ、51 ページの図を見ながらご説明させていただきたいと思います。

まず 1、提案の背景であります。少子高齢化が進展する中、医療現場においても増大する医療ニーズに対し、医療人材の不足が深刻化しております。例えば、厚生労働省が発表した推計によれば、2025 年には最大で 202 万人の看護職員の需要に対して最も少ない予測で 175 万人の供給にとどまり、最大で 27 万人もの看護職員が不足すると見込まれております。

また、医師などその他医療人材についても人材不足が長年の課題となっており、国でも対策が進められているところであります。こうした状況の中、限られた医療人材で増大する医療ニーズに対応するためには、情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)、ロボット技術等の活用など、いわゆる医療DXの取組を促進することにより、効率的で質の高い医療提供体制を構築することが求められます。

特に今後多くの需要が見込まれる在宅医療では、このDXが必要となっており、まいる。例えば、オンライン診療により、患者宅へ訪問する移動時間を削減することで、より多くの患者を診察・診療することが可能になります。また、遠隔モニタリングでは、ウェアラブルデバイスを用いて、脈拍や血圧等のバイタルデータを計測したり、患者宅に設置したカメラで映像を確認することで、異常が発生した場合は迅速に医師等が対応することができます。さらに、将来的には計測されたバイタルデータをAIが分析することによって、症状の急変などを予測するといったことも期待されます。

次の 51 ページをご覧くださいと思います。現状と課題であります。国の診療報酬制度では、令和 6 年度の改定により、医療機関の間で患者データを共有するなど、医療DXを推進する取組に対し一定の評価を行っております。しかし、例えば遠隔モニタリング加算の対象疾患は、ペースメーカー利用患者や人工透析を受けている患者等、表に記載されているもののみに限られ、それ以外の幅広い慢性疾患はすべて対象外となっていることから、現在の診療報酬制度において十分な評価がなされているとは言え

ません。また、機器導入にかかる費用についても課題があります。機器の導入には一定の初期費用や保守管理等にかかるランニングコストが必要であることから、導入を検討する医療機関が二の足を踏む要因ともなっております。今後、限られた医療人材でも充実した在宅医療を提供していくためには、診療報酬の見直しや財政措置等、国が主体となってより積極的にDXを促進することが必要不可欠であると考えております。

そこで3、提案内容をご覧ください。1点目は、デジタル技術を活用した質の高い効率的な在宅医療提供体制の構築に資する取組について、診療報酬制度においてより積極的に評価すること。2点目は、在宅医療におけるデジタル技術の活用に向けて、医療機関が行う機器の導入等の取組に対し、所要の財政措置を講じること。以上2点について、関東地方知事会として国に対し要望することについてご賛同いただきたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。それではご意見どうぞ。もう共通の課題だということだと思います。それでは、原案のままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは次に参ります。

山梨県から花粉の発生源対策の推進についてのご説明をよろしく願いいたします。

○山梨県知事

よろしくお願いいたします。53 ページをご覧くださいになりながら聞いて頂ければと思います。

花粉発生源対策を提案させていただきます。ご案内のとおり、この関東地方知事会の構成都県におけるスギ花粉症有病率は49%となっておりまして、これは全国平均を上回ります。また、極めて対策は急務であろうかと思っております。

そこで提案のその1ですが、この花粉を発生させるスギ、ヒノキの伐採植え替えの促進をしていくことであります。国の花粉発生源対策は、現在スギに限定をされています。しかしながら、関東地方知事会構成都県内におきましてはスギの人工林が53万ヘクタールに對しまして、ヒノキが43万ヘクタールございます。相当程度大きなものになっており、ヒノキも花粉症を発生させますので、このヒノキも対象にするよう要望するものであります。

そして2点目は伐採した木の利用策として、木材利用促進策としてのいわゆる木造公共補助の拡充でございます。現状は公共建築物に限られておりますが、これを公共建築物だけではなく、これに準ずるもの、民間の賑わい施設のようなものにも拡大できないだろうか。これを要望したらどうかと考えております。そして補助率は、現行は原則15%、モデル性の高いものにつきましては50%となっておりますが、これをもう少しかさ上げをすることで利用が促進されるのではないかと思います。

得てしてこの森の問題は、都市部とその山間部の利害対立みたいな形で語られがちですが、今回の要望は、都市部と山間部のウィンウィンの関係を構築できる格好の材料ではないかと思っております。都市部におきましては、木材を活用した公共建築物にそのメリットを享受していただきたいと思ひますし、何よりもそれによって花粉症の患者が減少すると。山間部におきましては、伐採植え替えの促進によりまして地域経済の循環が図られると。まさにそのお互いが良くなる仕組みを構築することができるのが、この花粉発生源対策だと思いますので、これを国に対して強く要望をしていただければありがたいと思ひます。以上でございます。

○会長

それでは皆様方のご意見をお伺いさせていただきます。いかがでございます。はい、大井川知事。

○茨城県知事

はい、私も賛成の立場から発言します。

ショーケースになるような県産材を使った建物というのは、非常に今注目を浴びるケースが多いということで、特に民間の建物を含めて、ぜひこ

ういう補助金をつけるとか拡充されるというのは、我々も森林県でもあるのですごく賛成でございます。また、先ほどご説明があったヒノキがそれだけ多いというのは、実は私も存じ上げませんでした。個人的には私もスギ、ヒノキの両方花粉症なので、ヒノキも伐採するというのは大賛成とさせていただきたいと思うので、ぜひ茨城県としても声を上げさせていただきたいと思います。

○会長

ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは原案のまま採択させていただきます。ちなみに後ほど私の方から防災・農林部会のご報告をさせていただくのですが、これもやはり都市部には、需要喚起する、需要を促進するという事で、まさにウィンウィンになるということだと思います。これについて後ほどご報告させていただきます。

それでは本件につきましては原案のままで進めさせていただくということでお願いします。次は10番目に移ります。静岡県から交通空白の解消についてのご説明をお願いいたします。

○静岡県知事

私の方から交通空白の解消についてというテーマで提案をさせていただきます。55ページをご覧ください。

ご承知のように、全国的に人口減少でありますとか、高齢化が進む中、地域交通を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。具体的に、特に地方などでは、乗合バスや鉄道の減便・廃止が進んだり、またドライバーが不足するなど、非常に地域交通が危機的な状況となっております。その結果、過疎地や中山間地域における住民の移動手段、足の確保が困難となるなど、都市部や観光地においても、逆にこの時期や時間帯によってはタクシーが不足するなど、いわゆる交通空白というものが生じております。

私、浜松市長を 16 年やっていましたけれども、浜松市は 12 市町村が合併して伊豆半島より大きいのですが、半分が過疎指定を受けているような地域で、もう本当に公共交通が大きな課題でございました。

それで、とにかく住民が住民を運ぶという共助型交通しかもう道はないだろうということで、色々な全国の自治体と国に規制緩和の働きかけをしてまいりまして、現在の国の方で、自家用有償旅客運送制度、いわゆる公共ライドシェア制度の要件を緩和して、さらに交通空白解消本部というものを設置して、交通空白の解消に向けた取組を始めていただいているところでございます。

静岡県では住民が住民を運ぶ、今言った共助型交通ですね、こうしたものをはじめとして、現在の 35 市町のうち 13 市町において取組が進められております。また先月、地域公共交通活性化協議会というものを設置しているのですが、その下に市町や業界関係者を交えたライドシェア専門部会を設置いたしました。この専門部会において、先行事例の情報共有を行うなど県内全域でライドシェアの導入促進を目指しているところでございます。

交通空白の解消に向けまして、各地方自治体の取組をさらに加速をするためには、国の支援の拡充が必要不可欠となります。まず、公共ライドシェアの導入が進むよう配車アプリ、これが非常に重要なのですが、この配車アプリや管理システムの導入、利活用の促進、それから利用者、ドライバーの安心安全対策、また異業種連携など地方自治体が実施する取組への補助について、国が率先して予算を拡充することを求めてまいりたいと思います。

また、公共ライドシェアを含む地域交通が抱える課題に取り組む地方自治体に対して、助言やコーディネートができる人材の派遣や育成などについて、国からの支援の拡充を要望いたします。35 の市町に集まってもらくと、大体皆さん非常に関心があるのだけれども、どうやってやったらいいのかとか、どういうものをきっかけにして入っていったらいいのかとか、やっぱりそこに対してきちっと伴走型のアドバイザーが必要になってくると思いますので、そうした点についても国からの支援の拡充を要望いたします。私からは以上でございます。

○会長

それでは皆様のご意見。黒岩知事どうぞ。

○神奈川県知事

ありがとうございます。静岡県のご提案に賛成いたします。

神奈川県では、神奈川版ライドシェアというものを4月から始めております。これはかねてから我々検討していたのですが、やはりタクシー業界の反発が強いということで、タクシー業界は敵に回しちゃいけない、タクシー業界にむしろ主体となってやってもらおうという形で、そして地域限定、時間限定といったもので神奈川版ライドシェアというものを提案したわけでありまして。

そうしましたら三浦市が手を挙げたので、三浦市でまずやることになりました。ただ、これは三浦市でやるだけでも規制緩和が必要だったので、国に対して要望したところ、国はそれを認めてくれたので、今度は逆に全国どこでもできるようになったということにもなりました。そして日本版ライドシェアといったことで、タクシー協会、タクシー会社が主体となって全部やるというものと、神奈川版ライドシェアのような地方公共団体が主体となってやるものと、2つあるような状況になっております。

三浦市での神奈川版ライドシェアは、最初はなかなか利用者が少なかったのですが、今どんどんどんどん(利用者が)増えてきておりまして、600回以上の利用があつて、マッチング率も実証実験開始前は6割だったのですが、約8割になっておりまして、2割近く向上してタクシー不足問題の改善につながっているということでもあります。

そして、当初、いろんなことを心配する人がいるものであつて、トラブルとか事故とかあるんじゃないのかなということでもありますけれども、今まで一切そういうことがなくて、安全に運行できておりまして、着実に実証実験が進んでいるということでもあります。12月まで実証実験を進めながらそこで得られたデータを元にして、三浦市における本格実施につなげるとともに、こうしたノウハウを取りまとめて県内市町村などに提示して、他の市町村からライドシェアを実施したいという意向が示されれば、本県は市町村と一体となって地域に適した方法を検討して参りたいと考えております。

このように本県は県内市町村をしっかりと支援していきますけれども、自治体がライドシェアを導入する場合、利用者等の安全・安心対策に必要なドライブレコーダーの設置等、初期投資に相応の財政負担が伴うことから、国による支援をお願いしたいと考えています。私からは以上です。

○会長

ありがとうございます。その他ご意見いかがでございましょうか。それでは原案のとおりに進めさせていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは原案どおりとさせていただきます。それでは、ご提案最後になります。長野県から福祉人材の確保についてのご説明をお願いいたします。

○長野県知事

ありがとうございます。長野県から、11 番、福祉人材の確保について提案しましたので、ご説明申し上げたいと思います。

これまでも医師、あるいは、獣医師、外国人、様々な人材の課題出ていますが、ここは、福祉人材の確保についての提案でございます。福祉人材の有効求人倍率は、全国的に見ても、非常に高い倍率で推移をしてきています。その一方、少子高齢化の進展でこれからますます需要が増えてくる分野でもあります。従って、この福祉人材の確保が地域で安心して暮らすことができるかどうかの分かれ目になってしまおうと言っても過言ではないと思っております。

そういう中で提言のまず 1 つ目、公定価格でございます。平均賃金を全産業と福祉分野とで比べるとまだまだ格差がございます。処遇改善に確実につながるよう、公定価格の見直しを行ってもらうことが必要だと考えています。

それから 2 番目が介護人材の確保についてでございます。まず 1 つ、介護福祉士修学資金貸付事業であります。過去に十分な原資が措置されな

い、申請したけど十分貸し付けできない、というような年もございました。質の高い人材を安定的に確保するためには、必要十分な原資の確保を行っていただくことが重要だと思っております。また、今年度の介護報酬の改定において、訪問介護の基本報酬の減額が行われたところであります。基本報酬につきましては全国一律という形になっておりますが、地域によっては、これではなかなか難しいと、中山間地域等においては、それ以上のコストがかかるというケースもありますので、地域の実情をしっかりと踏まえた上で対応をしていただきたいと思いますと思っております。

それから提案の大きな3番目が障害福祉人材でございます。障害者の地域移行の推進にあたりましては、サービス提供基盤の偏在解消が重要だと考えております。しかしながら、小規模な町村等においては、なかなか人員配置基準を充足する人材を確保することが難しく、事業所の開設ができないといったような課題もございます。地域の事情に応じた施策を講じることができるよう、まずは人材確保に対する財政支援の充実をしていただきたいと思いますし、その一方で、自治体の実情に応じて、人員の配置基準も柔軟に運用できるといったような形での規制の緩和、こうしたことを通じて、人材の確保、あるいは有効活用ができるようにしていただきたいと思いますと考えております。

それから大きな4番目が保育士でございます。保育士修学資金貸付等事業については、しっかりと財源を確保していただきたいと思いますということと、併せて三歳未満児の保育士配置基準の改善については、ぜひ早期に実施をしていただきたいと思います。そして、配置基準を上回って保育士を配置した場合には、国として財政支援を行っていただきたいと思いますということを、国に対して求めるものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは大野知事どうぞ。

○埼玉県知事

ありがとうございます。ただいまのご提案に賛成の立場からお話をしたいと思います。

その中でも福祉人材の確保のための処遇改善について、私どもは、賃金

は、少なくとも全産業のやはり平均レベルにまで引き上げる必要があると考えています。その中でも埼玉県、特に強調したいのが保育士の問題でございます。現在の公定価格の地域区分及び支給割合は不公正であると考え、国に時機を捉え要望してまいりましたが、今般の人事院勧告の国家公務員の地域手当の級地区分および支給割合の内容がそのまま保育の公定価格に適用されると、埼玉県では 63 市町村ありますが、2/3 の自治体で引き下げとなります。特に南部の自治体では大きな影響があり、例えば 90 人定員、これは平均ですけれども、で申し上げると、南部の東京と隣接する県南部の自治体では現在の差が年間で 972 万円あるんですが、これが 1,111 万とさらに 139 万円拡大いたします。

また、東京の多摩地域と隣接する所沢、入間では、今は所沢、入間の方が実は年間 208 万円多いんですが、これが適用されると東京多摩地区側の方が 834 万円多くなり、なんとこの一日の差で、1,042 万円の差にひっくり返ると。これは一晩にしてひっくり返るという状況でありまして、このような対応がされれば、保育行政が後退をして、保育士がどれだけ施設があっても集まらずに保育士不足になるという状況になり、いわば政府の「こどもまんなか社会」の実現は有名無実となってしまいますので、埼玉県の場合は特にそういった現象も生じているので、全体の底上げもそうなんですが、ぜひそこは強調させていただきたいと思います。以上です。

○会長

はい、黒岩知事どうぞ。

○神奈川県知事

ありがとうございます。長野県の提案に賛同する立場から一言申し上げたいと思います。

本県では、平成 28 年に 19 名もの尊い命を奪われた「津久井やまゆり事件」、これを経験いたしまして、このような事件を二度と起こさないために、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定して、改めて共生社会の実現に向けて取組をするとともに、施設の支援者側ではなく障がい当事者の目線に立った支援の実践に向けて改革を進めてまいりました。また、令和 5 年 4 月には「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社

会を目指して～」を施行し、当事者目線の障がい福祉推進を図っているところであります。本県直営の障害者支援施設では、かつて強い行動障がいを理由に長時間居室に閉じ込められていた利用者が、地域での清掃活動に参加する等の活動機会を得る中で笑顔が増えるなど、一人ひとりの可能性が広がり始めています。

しかし、現場では利用者一人ひとりのこれまでの人生を振り返り、共感を深め、寄り添うという当事者目線に立った支援が深まったとはまだまだ言える状況ではなく、こうした支援を実践できる人材の確保、これは欠かせないと思っております。そこで本県では、大学生等に対して実際の業務体験を通じて障がい福祉の理解を深め、卒業後の進路として選択してもらえるよう、学生への助成金付きインターシップ事業などに取り組んでいます。

さらに障がい福祉の人材確保にとどまらず、障がい者が社会で活躍できるようにすることも併せて重要だと考えております。現在、本県では障がい当事者の目線に立ち、多様な働き方を目指す異次元の障がい者雇用掲げております。例えば、外出困難な障がい者を県の会計年度任用職員として採用し、「OriHime（オリヒメ）」と呼ばれるロボットを使って働くといった新たな雇用形態による取組なども進めてまいりました。

このように障がい者一人ひとりの特性に合わせて仕事のやり方などを工夫する。人が仕事に合わせるのではなく、仕事を人に合わせることで、障がい者の活躍の場は限りなく広がると考えております。現在様々な分野で人手不足の状況が続いている中、福祉人材の確保や障がい者雇用の更なる促進は重要だと認識しておりまして、提案趣旨に賛同したいと思います。以上です。

○会長

他にご意見はいかがでございましょうか。それでは意見が無いようでございますので、原案のまま本件につきまして進めて参ることよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは原案どおりとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは以上、それぞれの都県からのご提言について、全て原案どおりとして進めさせていただきます。

続きましては、部会報告ということで、防災・農林部会からの報告でございます。これは私が会長を務めてまいりました。私の方から報告させていただきます。

この防災・農林部会でございますけれども、自然災害、そして食料の確保などの危機に対して、一都九県の広域的な連携で地域住民の安全安心を確保すること、そして防災力の更なる向上を目指して設置をされた部会でございます。防災分野で4点、農林分野で9点の事項に取り組んでまいりまして、今年の秋で終期とさせていただく取組内容についてご報告をするものでございます。資料の68ページをご覧ください。取組内容でございます。

まず、防災分野の取組でございます。火山災害、そして水害に関する避難対策、そのための専門人材の活用ということ、3点で各都県の取組、知見の情報共有、意見交換などを行ったというものであります。

1点目ですけれども、情報発信ツールを多言語化していくということなど、大規模噴火時の外国人観光客の安否の確認や避難対策などについてであります。

2点目が避難計画の作成、そして広域避難の基本的な考え方など、大規模な噴火や水害時におけます都県を超えました広域避難についてのまとめであります。

そして最後が地方气象台と県庁若手職員の勉強会、また火山マイスター制度によります民間人材との連携などで専門的な知識や技術を有する人材の確保活用についてであります。

農林分野の取組は次のページになります。農林分野におきましては、気候変動の適用や生産性の向上に向けた技術開発の取組の情報共有、そして気候変動に適用した新しい品種や新技術開発に向けた試験研究の推進に関して、国に対して次の3点を要望するというものでございます。

1点目、研究の基盤となる情報プラットフォームを整備する。これは、

地域ごとの気候変動予測モデルなどの情報を提供するプラットフォームを早期に整備をするという点での要望です。

2点目がコーディネーター機能の発揮。国がコーディネーターとして都県の枠を超えた共同研究の促進・連携強化を図って、研究開発の加速化を要望する。

3点目が研究開発予算の拡充と技術開発の推進ということで予算の拡充・新たな遺伝資源の導入、気候変動対策に有効な資材などの開発の要望。また、その他の取組でございますが、国産農作物の消費の拡大に向けて十都県が出店します即売会の開催や肥料の安定供給に向けました取組の情報共有を行ったところでございます。

そして、この防災・農林部会ですけれども、令和5年に設置をいたしました。その時は防災分野で4項目、農林分野で9項目の取組事項を掲げて活動したものでございますが、本当に皆様方にご協力を賜りまして、これまでの約2年間活動を続けて参りました。全ての取組事項についての成果を挙げる事ができましたこと、改めて感謝を申し上げます。

これで全ての取組は完了いたしまして、この部会については、本日を持って終了の運びとなりますけれども、書類をまとめただけではいけません。これをどう活用して、実際にアクションにつなげていって、真の効果を出すかというところがポイントでございますので、ぜひ今後とも連携していきますよう、進められますようよろしくお願いを申し上げます。いずれにしても、この会議をもってこの防災・農林部会を終了とさせていただきます。これについて何か皆様方からのご意見、ご要望等はございますでしょうか。先ほどの件も関わってくると思います。どうぞ。

○山梨県知事

防災・農林部会では、大変重要な取組をご先導いただきましたことに心から感謝を申し上げます。その関係で私どもも災害時における外国人の避難に関して問題意識の共有と、それから新たな取組をご紹介させていただきたいと思います。

きっかけは、今年の8月の南海トラフ地震臨時情報の時だったんですけれども、まさにその大規模地震や備えを点検する中で、タイミング的には、多くの観光客の皆さんが富士山に登っていると、こういうタイミングだっ

たものですから。じゃあ、この多くお越しになっているインバウンド観光客をどうやって支援していくのかと、これは大きなテーマになるかなと考えております。現状ですと、外国人観光客について、各自治体におきまして災害発生前後の対応マニュアルは整備されているようなんですが、実はその後の帰国支援については、具体的な検討がなされていない状況でございます。おそらく南海トラフ地震のような大規模災害が起これば、外国人の観光客の皆さんはもう自分の国に帰りたいと思われる方が多いのではないかと思います。ただ、そうした際に、例えば富士山に登って来られる方だとすると、羽田空港や成田空港は大混雑になられるんじゃないだろうか。他方で中部国際空港や関西国際空港は、まさに南海トラフ地震で、場合によって被災をしている可能性があるかと思えます。

こうした状況におきまして、例えば新潟空港や信州まつもと空港などの南海トラフ地震被害想定地域外にある空港を活用した帰国支援、これができないかと、こういうことを研究する必要があるのではないかと考えております。外国人観光客の帰国支援をするということは、これは外国人の観光客の皆さんためでもありますし、他方でその反射的に被災県が災害復旧に専念できる、そういう環境を整えることにもなろうかと思えます。こうしたことを、私どもは中央4県と言っておりますが、長野県、静岡県、そして新潟県と、この4県で、合わせて国の観光庁や内閣府防災にご参加をいただいて研究会を立ち上げることとしております。年度内には、各段階における役割分担を整理しながら成果を出したいと考えております。こうしたことは南海トラフ地震だけではなくて、富士山噴火や日本海側での災害、あるいはその他、超大規模災害があった時にも応用可能なのではないかと、この研究の成果につきましては、改めてまた各都県の皆様と共有をさせていただきたいと思えます。以上、ご報告をさせていただきました。

○会長

ありがとうございます。この夏、南海トラフ地震臨時情報の時もそうでしたが、初めての対応になったわけですが、新幹線の計画運休ということも日々情報が変わっていくわけですね。それを皆さんや海外から来られた方がどう捉えて、そして安心するためには、情報が確かでないとい

本人であれどこの人であれ、非常に不安に思うわけですから。そこをどうこのインバウンドの方々に色々な言語になろうかと思えますけれど、伝えていくか、ここはしっかり考えていく必要はあろうかと思えます。インバウンドをもっと確実に増やしていくとか、これを進めるには、そういうことをしっかりと対応していくことが重要なのではないかなと、今の話を聞いて感じたところでございます。

他ご意見やご提案などおありでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは先ほどの部会の報告も含めまして、以上を持って提案・要望事項の協議の終了とさせていただきます。これまで決定されました提案・要望事項につきましては、政府などの関係各方面に対しまして実現のための要請行動・要請活動を行うことといたしておりますので、またいつものように各県の皆様方、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは前回の提案・要望事項の措置状況の報告に移りたいと思います。資料の 70 ページ以降のとおりになっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それではその次に進ませていただきます。協議事項（４）になります。令和 7 年度関東地方知事会歳入・歳出予算案につきまして、事務局長からの説明お願いいたします。

○事務局

それでは 86 ページをご覧いただければと思います。令和 7 年度の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ 109 万 8 千円となっております。内訳につきましては、次ページ以降に記載してございますけれども、幹事会で協議をさせていただいておりますので、本日は詳細な説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

それではただいま説明がありました予算案でございますけれども、これについてのご意見おありでしょうか。ありがとうございます。ご意見ないと受け止めました。それでは、令和7年度予算案について、原案のとおり承認することとさせていただいて、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは案のとおり承認することといたします。おかげさまで皆様のご協力によりまして、本日予定しておりました協議事項についてはこれで全て終了ということになります。

それでは続いてですが、その他の事項でございます。これは次回の会議開催のご案内でございます。次回の会議でございますが、来年の5月21日、都道府県会館での開催を予定しております。また、申し合わせによりまして、来年度は茨城県知事が会長ということになりますので、茨城県の大井川知事からご挨拶、ここでお願いしたいと思います。

○茨城県知事

来年度、会長県を受けさせていただくこととなります茨城県でございます。どうぞよろしくお願いいたします。小池知事も選挙イヤーで関東地方知事会会長を立派にお勤めになったので、しっかり見習ってやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、これまでのところ全てで何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。お昼が美味しかったとか、何かありませんか。

それでは以上を持ちまして、令和6年度の定例第二回関東地方知事会議、閉会とさせていただきます。皆様、ありがとうございます。皆様方のご協力、誠にありがとうございました。

以上